

介護保険施設における負担限度額が変わります

☎高齢介護課 ☎⑥6722

8月から介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）、認定要件である預貯金額が変わります（居住費の負担限度額は変更ありません）。

利用者負担段階		預貯金額	食費	
			施設入所者	ショートステイ利用者
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下	単身 650万円 夫婦 1,650万円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下	単身 550万円 夫婦 1,550万円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超	単身 500万円 夫婦 1,500万円	1,360円	1,300円
		基準費用額（※）	1,445円	

（※）施設における平均的な費用を勘定して国が定めた額であり、具体的な負担額は各施設の基準によります。

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

介護施設への入所やショートステイを利用している人が、8月以降も引き続き食費・居住費の負担軽減を受けるためには、認定証の更新手続きが必要です。

利用者負担額は、世帯の課税状況や年金収入額、資産状況などにより判定します。

必要な物 ▶現在お持ちの認定証
▶介護保険負担限度額認定申請書▶印鑑▶本人と配偶者の通帳（複数ある場合はその全て）の写し

申請期限 8月31日（火）

※新たに認定証を希望する人は、随時受け付けしています。

☎高齢介護課 ☎⑥6722

精神障がい者家族会「とわだ家族会」定例会に参加しませんか

毎月1回、精神障がい者などを家族にもつ人が悩みや気持ちを話したり、勉強できる場を設けています。自分だけで悩みを抱えず、気軽にお越しください。

とき 毎月第2金曜日（8月はお休みです。）午前10時～正午
※午後1時～3時15分は、保健師を交えての個別相談も行っています（要予約）。

ところ 市民交流プラザ「トワーレ」

☎健康増進課 ☎⑤6791

戦傷病者および戦没者遺族等の相談員をお知らせします

相談員種別	氏名	電話番号
戦傷病者相談員	白山 修二	☎②3 5765
戦没者遺族相談員	佐々木 せつ子	☎②3 5549

☎生活福祉課 ☎⑤6718

8月から自動音声催告システムによる市税等の電話催告を始めます

納期限を経過しても市税等の納付が確認できない人に、自動音声催告システムによる電話催告を実施します。

発信電話番号 ☎⑦1226

催告の時間帯 午前9時～午後8時

☎収納課 ☎⑤6760

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎⑤6702